

鋳物業におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	8~9	作業場内、バリ砂落とし機のワークの中にエアシリンダーとワークの間に不注意より左手を挟んで左手母指を損傷した。	47	50~99
2	1~2	鋳造工程のうち、造形作業（砂で鋳型を製作）をしていたところ、型となる砂を詰めるための鋳込み型（重量200~300kg）の位置がずれたため装置横より足をかけて押し戻そうとしたところ右手をかけていたレール部分に移動装置（金枠を重ねるための装置）が移動してきて、ローラ部分に小指・中指が挟まれた。	20	100~299
2	14~15	当工場内で吊り作業をしている時、天井クレーンの真下に吊り荷が無い事を見落とし、作業を行った結果、振れと、ずれが生じ、製品と床の間に右足を挟まれ負傷した。	50	50~99
2	10~11	ペンディングマシン（プレスブレーキ）にて小さな板金部品を曲げ加工中に、手元を誤り左手人差し指を金型の中に挟み、裂傷した。（左手人差し指の先を7割近く切断損傷した。）	24	—
2	16~17	リフティングマグネット付天井クレーンを用いて製品の搬送作業中に、滑車部に右手を置いて操作スイッチを押したため、中指を巻き込まれて負傷した。	30	50~99
3	14~15	工場内の仕上馬において、仕上げた製品を持ち上げて、他の製品の上に載せようとしたがバランスを崩して載せきれず、下にあった製品と持っている製品の間に右手中指を挟み負傷した。	25	10~29
		被災者は操業終了後、造型機のメンテナンス作業を他2名の作業者と行っていた。		

4	2～3	造型機のスライドゲートの清掃、点検を行うため、被災者が造型機内に入り、他の作業者のうち1名がスライドゲートの開閉を担当した。お互いにスライドゲートを閉めることを合図確認した後、操作パネルでスライドゲートを閉じる操作を行ったところ、被災者がスライドゲート部で首を挟まれていた。	32	100～299
5	9～10	抜型のローラーコンベアのローラーの間に足を挟んでしまい、膝を捻ってしまった。	38	30～49
5	16～17	工場内中子造型場にて、作業終了作業の清掃で、砂混練ミキサーのスイッチが入っているにもかかわらず清掃を行い指を挟んでしまった。	23	10～29
5	11～12	仕上工場において、異形管（300×45°）を専用のカゴに入れようとした際にカゴの側面にフランジが当たり、上手く入らなかったため、右手で挿し口を持って直そうとした際に鋳物製品が滑り、製品カゴと異形管との間に本人の右手小指を挟んだ。	60	100～299
5	21～22	工場内の砂処理場において、バケットエレベーター部品（プーリー約120kg）をホイストクレーンで吊り上げ作業中、ホイストクレーン操作の補助として、最上階（約30m）に上がり、吊り上げられてくるプーリーの位置を右手でワイヤーを持ちながら調整していたところ、プーリーの引き上げ状況に気を取られ、ワイヤーを持っていた手の位置が滑車の近くにあるのに気付かず、滑車に触れて右手中指等を負傷した。	44	50～99
5	16～17	工場内で鋼管下降（ネジ切り）を自動で行っている時、切粉が鋼管に巻きついた事が原因で機械が停止したため、詰まった鋼管を手で取り除こうとした。その際、電源を切らないようにするスイッチバーが完全にずらしきれておらず（詰まりの為）、手を伸ばした時に振動で次工程への作業を進める為のリーダーが作動し、右手人差し指を挟まれた。	38	100～299
6	13～	第1工場の製鋼現場で、新しく購入したコンクリートミキサーを使って、耐火材を練る作業を行い、そのミキサー内の清掃作業を行っていたところ、板状の回転物に右手の人差し指と中指の先を挟んでしまい、指先を裂傷した。（皮手袋を着用して	23	50～

	14	いた。) 回転物が確実に停止したことの確認、作動防止対策（コンセントを抜くなど）をしていなかった。		99
7	8~9	当社、工場内に於いて、コンベア上の鋳物（砂付）をホイストクレーンで吊り上げるために、積み置きしていた鋳物を左手で引っ張った際、勢い余ってコンベアのエッジにつかまっていた右手（中指、薬指）の方へ倒れて、鋳物とコンベアに挟まり、負傷したもの。	55	30 ~ 49
7	9~10	工場内仕上げ場にて鋳造作業中、型枠より製品を取り出すために型ばらしを行っていた。その際、ハンマーで型枠を叩いて分離させるところ、誤って型枠でなく、自分の左手を叩いてしまい、骨折した。	20	1~ 9
7	9~10	工場内で仕上作業中、作業台へ鋳物をのせる際に、誤って指を挟んでしまった。慌てて指を抜こうとして、右手中指を負傷した。	28	10 ~ 29
7	9~10	工場内で、サンダーを使って鋳造物の研磨作業をしていたとき、鋳造物を移動していたところ、鋳造物と手袋が引っかかり、約10cmの高さから100kg程の鋳造物が落ちて来て手を挟み、薬指の第一関節を骨折した。	53	1~ 9
9	16~17	上記日時、当社工場造型場内に於いて、鋳型を製作する過程で砂を出すために、使用するミキサーでスイッチを切ったものの、惰性で回転している装置内の羽車に誤って左手が触れ示指（第一関節部位）、中指（第二関節部位）が切断されたものである。	35	10 ~ 29
9	17~18	操業終了時リフトにて材料の準備を終えてリフトから下車した時に、ふらつきリフトの座席に手を伸ばし捕まろうとした時、座席のシートに穴があいており、そこに小指が引っ掛かり小指を骨折した。朝から風邪気味で薬を服用していた、災害時に脱臼したと思い、自分で治したが2日経っても腫れたままだったので、月曜日に病院へ行き骨折と診断された。	58	100 ~ 299
	16~	工場440造型機にてKC671ブロック寄せ中子造型を行っていた。造型中下型へブローキャンドルの残り（異物）を発見した。ブローキャンドル除去の為に作業エリアから造型機横側へ移動した。エリアセンサーを遮光した状態で上型と下型の		10

11	17	間に上体を入れ、下型内に残ったキャンドルを取ろうとした。（エリアセンサーが遮光されていれば上型が下降せず遮光解除の2秒後に下降が再開される制御）しかし、上記の状態のまま上型が下降し、上型（560kg）に頭部、右腕肩甲骨周辺まで挟まれた。	57 ～ 29
----	----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to : [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_09.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html)